

スポーツ少年団の活動を再開する際の留意点について

那覇市教育委員会 市民スポーツ課 作成

1. 活動再開にあたって

- 活動の意義や目的に照らし、実施の必要性を判断すること。
- 児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- 活動自粛による児童生徒の体力低下や運動不足が考えられるため、体力回復や怪我防止に十分留意し、無理のない範囲で段階的に実施すること。
- 臨時休校や活動自粛による児童生徒の生活習慣の乱れが考えられるため、正しい生活習慣の確立に努めること。
- 十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負荷がかかる運動を避けること。
- 休養日は、土日を含め最低でも週当たり2日以上設けること。

2. 体調管理について

- 毎日体調チェックを行い、下記に該当する者（指導者や保護者も含む）は活動を控えること。
 - ・ 風邪の症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等の体調不良）がある場合
 - ・ 過去14日以内に、発熱や感冒症状で受診や服薬等をした場合。
 - ・ 同居家族や身近に感染が疑われる方がいる場合。
 - ・ 過去14日以内に、特定警戒都道府県等や海外への訪問歴がある場合。
- 万が一、活動中に体調不良になった場合、保護者へ連絡の上、帰宅・休養させる体制を整えること。

3. 3密の回避・感染防止対策について

- 3密 ⇒ 「①換気が悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声（密接）が同時に重なる場」

※ 1つ1つ条件が発生しないように配慮することが望ましい。

- マスク持参の上、移動時や着替え時等、スポーツ活動以外の際はなるべくマスクを着用すること。
- 手洗いやうがい、アルコール等による手指消毒をこまめに実施すること。
(例) 練習の前後や休憩時間、活動場所を移動する際、用具等を共用した場合。

(1) 活動場所

- 屋内（体育館や武道場等）で活動する際は、こまめな換気（常時、入口や窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- 更衣室等については、使用時間の設定や一斉利用の禁止等の工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
- モップの柄・支柱・ドアノブ・手すり・スイッチ・手洗場の蛇口・トイレのタンクレバー等の共用部分については、活動前後に消毒を行うこと。

(2) 活動内容

- 運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）。強度が高い運動・スポーツや、水泳時などマスクをしていない場合には、特に十分な距離を空けるよう留意すること（少なくとも、2mの距離を空けることが適当）。
- 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- プレー中、大声での会話や応援等を行うのは控えること。
- 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、なるべく前後一直線に並ぶのを避けること。
- 集合やミーティング等を行う場合は、手の届く距離に集まらない等の工夫をすること。
- 活動で使用する用具等の共用は、なるべく避けること（例：コップやペットボトル、タオル等）。使用前に用具等の消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要な使い回しをしないこと。
- 飲食については、周囲の人となるべく距離を取り、対面を避けること。また、飲みきれなかった飲料水等は捨てずに持ち帰ること。